

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成27年11月18日提出

【発行者名】 NNインベストメント・パートナーズ株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 木村弘志

【本店の所在の場所】 東京都千代田区紀尾井町4番1号
ニューオータニガーデンコート

【事務連絡者氏名】 高橋英則

【電話番号】 03 - 5210 - 0646

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券 NN海外債券オープン
に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券 継続募集額2,000億円を上限とする。
の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

ファンドは平成27年11月26日に繰上償還いたします。これに伴い、平成27年3月11日付をもって提出した有価証券届出書（平成27年4月7日および平成27年9月10日提出の有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み、以下「原届出書」といいます。）の「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に訂正すべき事項がありますので、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書について、それぞれ下記事項と同一内容に原届出書が訂正されます。下線部_____は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

(7)【申込期間】

< 訂正前 >

平成27年3月12日(木)から平成28年3月10日(水)まで(継続申込期間)

(終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)

< 訂正後 >

平成27年3月12日(木)から平成27年11月19日(木)まで(継続申込期間)

(12)【その他】

(略)

< 訂正前 >

< ファンドの繰上償還(予定)について >

・ファンドの設定以来、弊社ではファンドの運用に鋭意努力してまいりましたが、現在のファンドの資産規模では本来の商品性を維持した運用業務の継続が非常に困難な状況にあります。弊社といたしましてはファンドを繰上償還し、お預かりした運用資産を受益者の皆様へお返しすることが受益者の皆様の利益に資するとの判断をいたしました。

・現在、ファンドの繰上償還手続きを行っており、ファンドの繰上償還について異議を申立てた受益者の受益権の合計口数が基準日(平成27年9月1日)のファンドの受益権総口数の二分の一を超えない場合はファンドを平成27年11月26日に繰上償還いたします。なお、異議を申立てた受益者の受益権の合計口数が基準日のファンドの受益権総口数の二分の一を超えた場合は、繰上償還を行いません。

< 訂正後 >

< ファンドの繰上償還について >

・ファンドの設定以来、弊社ではファンドの運用に鋭意努力してまいりましたが、現在のファンドの資産規模では本来の商品性を維持した運用業務の継続が非常に困難な状況にあります。弊社といたしましてはファンドを繰上償還し、お預かりした運用資産を受益者の皆様へお返しすることが受益者の皆様の利益に資するとの判断をいたしました。

・ファンドの繰上償還について異議を申立てた受益者の受益権の合計口数が基準日(平成27年9月1日)のファンドの受益権総口数の二分の一を超えませんでしたので、ファンドを平成27年11月26日に繰上償還いたします。

第二部【ファンド情報】

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

< 訂正前 >

・ファンドの信託期間は原則として無期限ですが、現在、ファンドの繰上償還手続きを行っております。ファンドの繰上償還について異議を申立てた受益者の受益権の合計口数が基準日(平成27年9月1日)のファンドの受益権総口数の二分の一を超えない場合、ファンドの信託期間は平成27年11月26日までといたします。

< 訂正後 >

ファンドの信託期間は平成27年11月26日までです。